

**サイボウズ、ワーク・ライフ・バランス支援制度を改定
～ 最長6年の育児・介護休業制度を設ける ～**

サイボウズ株式会社（本社：東京都文京区 代表取締役社長：青野 慶久（戸籍名：西端 慶久）以下サイボウズ）は、社員がいきいきと長期にわたって活躍できる会社を目指すため、ワーク・ライフ・バランス支援（注1）を積極的にすすめ、2006年8月1日（火）から運用を開始いたします。

最近では女性が業務上重要なポジションに就く機会が増え、男性は家庭での役割が増しつつあります。このような社会的変化により、企業では社員の仕事と家庭の両立を支援する環境整備が求められています。

今まで当社でも、社員を重視した環境整備に重点を置き、法令に準じて育児や介護などの支援制度を推進してきました。育児や介護は多くの社員が経験する重要なテーマですが、それを支援することが社員の働く環境に対する満足度を一層高めることにつながると考え、今後は更に社員のモチベーションを高め、能力を最大限に発揮していただけるよう、この度ワーク・ライフ・バランス支援について大幅に見直し改善いたしました。今回の試みにより、有能な人材を確保し、業績に貢献する高い成果を出すことで企業価値の向上に努めてまいります。また企業の社会的責任を果たすためこの取組みを強化し、国の推進する少子高齢化対策へも貢献してまいります。

注1) 仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのことを意味します。少子高齢化対策の一環として、企業は子育てや介護支援などへの積極的な取り組みが求められています。

運用開始日
2006年8月1日（火）

ワーク・ライフ・バランス支援制度の主な特徴

	特徴
産前産後休暇	妊娠判明時から取得可能。
育児休業	最長6年間（小学校就学時まで）休業可能。 休業回数は特に定めない。
育児短時間勤務（注2）	妊娠判明時から両親ともに適用可能。 勤務形態については、状況に応じて適宜変更可能。 期間は特に定めない（無制限）。
介護休業	要介護状態に問わず 最長6年間休業可能。 休業回数は特に定めない。
介護短時間勤務（注2）	要介護状態に問わず家族を介護する社員が希望した場合に適用可能。 勤務形態については、状況に応じて適宜変更可能。 期間は特に定めない（無制限）。
子供の看護休暇	日数は特に定めない。
定年	定年制の廃止。

注2)「育児・介護短時間勤務」の詳細は下記となります。

- ・勤務時間や勤務日は会社と相談して決めます。
- ・賞与は勤務時間に応じて支給されます。
- ・持株会への参加等は制限されません。
- ・勤続年数に換算されます。
- ・給与は時給制となります。
- ・今までの職階に変更はありません。
- ・短時間勤務利用中の評価は時給に反映されます。

《本件に関するお問い合わせ先》

サイボウズ株式会社 〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-14 後楽森ビル 12 階

<http://cybozu.co.jp/>

マスコミ各社様からのお問い合わせ先

マーケティングコミュニケーション部 PRグループ 村松 pr@cybozu.co.jp

TEL: 03-5805-9037 FAX: 03-5805-9036

一般の方からの製品・購入についてのお問い合わせ先

サイボウズ インフォメーションセンター contactus@cybozu.co.jp

TEL: 03-5805-9011 (平日 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:30 土日祝日、年末年始を除く)

本文中に記載されている会社名、製品名は、各社の登録商標または商標です。